

|  |       |
|--|-------|
| 令和5年7月5日                               | 参考資料3 |
| 第2回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム |       |

○精神衛生法施行令第六条第三号に規定する講習会の指定基準等について

(昭和四一年二月四日)

(衛発第五四号)

(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知)

改正 昭和五一年十一月 八日衛発第八九六号

精神衛生法施行令第六条第三号に規定する講習会の指定基準等については、左記によることとしたので、了知されたい。

記

1 講習会の指定基準

(1) 実施主体

国又は地方公共団体とすること。

(2) 講習科目及びその時間数

別表第1によること。

(3) 講師の資格

当該科目について、相当な学識経験を有する者とすること。

(4) 受講者の資格

保健婦とすること。

2 指定申請の手続き

講習会を実施しようとする者が厚生大臣の指定を受けようとするときは、当該講習会の開催予定日の三〇日前までに次の事項を記載した申請書を厚生大臣に提出すること。

なお、申請後その内容について変更の必要を生じた場合には、あらかじめ変更申請を行なうこと。

(1) 講習会の名称

(2) 実施主体

(3) 講習科目、講習テーマ、講師氏名及び担当時間数

別表第二によること。

(4) 講習会場名及び所在地(講義を行なう場所及び実習を行なう病院をすべて記入すること。)

(5) 実施期間及び日程

(6) 受講予定人員数

(7) 受講者から徴収する費用

(8) 講習会に要する経費の収支予算

(9) その他参考となる事項

3 講習会の実施に関して留意すべき事項

(1) 講習会の実施者は、講習会を終えた者に対して別記様式に準じた修了証書又は修了証明書を交

付すること。

(2) 受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者については修了したものとは認めないこととする。

(3) 講習会の終了後三〇日以内に次の事項を記載した実施状況報告書を小職あて提出されたいこと。

ア 受講人員

イ 修了証書又は修了証明書を与えた者の氏名及び当該証書等の番号

ウ 講習会に要した費用の収支決算

エ その他参考となる事項

(4) 講習会の実施者は、講習会及び受講者に関する資料を保存すること。

別表第一

講習科目及び時間数

| 科目               | 時間数     | 備考                            |
|------------------|---------|-------------------------------|
| I 社会福祉、臨床心理学     | 三六      |                               |
| 1 社会福祉概論         | 六       |                               |
| 2 精神医学ソーシャルワーク技術 | 一二      |                               |
| 3 人間心理学          | 六       | 医学的心理学、発達心理学、精神力動論等           |
| 4 カウンセリング技術      | 六       |                               |
| 5 グループ・ワーク技術     | 六       |                               |
| II 精神衛生行政及び関連行政  | 一二      |                               |
| 1 精神衛生行政         | 六       | 法規、機構、組織、病院、施設等               |
| 2 社会福祉等関連行政      | 六       |                               |
| III 精神医学概論       | 二七      |                               |
| 1 精神疾病論          | 二一      | 精神障害の分類、原因、症状、治療等             |
| 2 精神医学的リハビリテーション | 六       |                               |
| IV 精神衛生          | 三六      |                               |
| 1 精神衛生総論         | 三       | 歴史、各国の精神衛生等                   |
| 2 精神衛生各論         | 一五      | 各期の精神衛生、各域の精神衛生、自殺、犯罪非行等      |
| 3 地域精神衛生活動       | 一八      | 統計調査、地区組織活動等                  |
| V 実習             | 九三      |                               |
| 1 面接技法実習         | 一二      | 講義に平行しなるべく初期に行う               |
| 2 病院実習           | 三〇      | 精神医学臨床講義を含む。                  |
| 3 訪問指導実習         | 三六      | 事例研究を含む。                      |
| 4 関連施設実習         | 一五      | 保健所、精神衛生センター、児童相談所、福祉事務所等関連施設 |
| 計                | 二〇四時間以上 |                               |

(備考)時間数は、科目の I から V までの区分ごとに時間数欄の上欄に掲げる時間数以上とし、その細目については、時間数欄の下欄に掲げる時間数を標準とするものとする。

別表第二

講習科目、講習テーマ、講師氏名及び担当時間数

| 講習科目 | 講習テーマ | 講師氏名 | 担当時間数 | 備考 |
|------|-------|------|-------|----|
|      |       |      |       |    |
|      |       |      | 合計時間数 |    |

(備考)

- ア 講習科目欄には、別表第一「講習科目及び時間数」に掲げる科目別に記載し、講習テーマ欄には、これに基づいて担当講師が実際に行う講義でのテーマを記載すること。
- イ 講師氏名欄及び担当時間数欄には、当該科目ごとに、対応して記載すること。  
また、科目のⅠからⅤまでの区分ごとに、担当時間数の小計を記載すること。  
なお、講師の職業及び略歴については、これを別葉の一覧表として作成し、添付すること。